

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府舞鶴市宇北吸1044番地		平成23年1月17日 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 舞鶴市 舞鶴市長 多々見 良三 電話 0773-66-1005					
主たる業種	市町村機関	細分類番号	9 8 2 1				
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 2条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 2条第1項第2号又は第3号 <input checked="" type="checkbox"/> 2条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成22年度を基準に、平成25年度までの温室効果ガス排出量を年平均2.0%削減する。						
計画を推進するための体制	平成16年、舞鶴市地球温暖化対策実行計画の作成に合わせ、市長を委員長とする舞鶴市地球温暖化対策推進委員会を設置し、温室効果ガス排出量削減に取り組んでいる。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	21,022.7 トン	20,598.8 トン	20,598.8 トン	20,598.8 トン	-2.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	21,022.7 トン	20,598.8 トン	20,598.8 トン	20,598.8 トン	-2.0 パーセント	
	目標の根拠	市直営施設については、舞鶴市地球温暖化対策実行計画における平成25年度計画値（活動量）を使用。実行計画対象外である指定管理施設については計画的な排出量削減を行っていないことから、基準年度比平均6.9%削減する。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (本庁舎延床面積/100)	4.77	4.14	4.14	4.14	-14.58 パーセント
							パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	舞鶴市地球温暖化対策実行計画における本庁舎の活動量により算出。平成22年度～23年度に実施の、本館の高効率照明への更新及び今後実施する吸収式冷水発生装置、別館の高効率照明器具への更新等により目標を達成する。					
重点的に実施する取組の実実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		94.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	不要な照明の消灯、空調施設の適正な管理等に努める。高効率照明器具への更新する。					
	(24)年度	不要な照明の消灯、空調施設の適正な管理等に努める。					
	(25)年度	不要な照明の消灯、空調施設の適正な管理等に努める。吸収式冷水発生装置、ユニット型空調機、高効率照明器具への更新。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えるために実施しようとする措置	措置の内容	毎月第3木曜日を「鉄道に乗る日」と定め、自動車通勤を控える。					
	上記の措置を採用する理由	継続して取り組んでおり、実施率の向上を目指す。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	行政として、地球温暖化防止に資する施策を推進。市民と協働し、小学校児童に対する出前講座や、イベントにおいて地球温暖化に関するブースの設置など積極的に行っている。						
特記事項	基準年度として平成22年度単年実績を採用。その理由は下記のとおり。 ①基準年の平準化が3年平均値採用の目的であるが、排出総量の約3割を占める清掃事務所の廃プラスチック焼却量がH20年度実績においては極端に少なかったことから、平準化という目的から外れる。 ②計画対象範囲が指定管理施設も含まれるが、H20年度の排出量を把握していないため3年平均が算出できない。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。